

再評価調書（再々評価）

事業名	蜻蛉池公園整備事業				
所在地	岸和田市三ヶ山町 他				
再々評価理由	再評価後5年を経過した時点で継続中				
事業概要	目的	蜻蛉池公園は、泉南地域の広域レクリエーションの中心施設として計画され、この公園の名称となった蜻蛉池をはじめ大小 30 余りの溜池と既存の樹林地を活かし、3つのゾーンで構成している。南部地区は遠足利用で賑わっている子供の国やテニスをはじめとするスポーツなどの動的レクリエーション、中部地区は大芝生広場でピクニックや北部地区は既存の樹林地を活かした野鳥や昆虫の森などの静的レクリエーションなど、総合的なレクリエーション機能を備えた広域公園として、また都市周辺の自然環境を保全する重要な水と緑のオープンスペースとして整備する。			
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定面積 124.7ha ・開設面積 36.5ha (H15.3末) (事業認可面積 92.8ha) ・子供の国(児童遊戯場)・テニス村(テニスコート、球技広場等)・花木園 ・憩いの広場(水と緑の音楽広場 皇太子ご成婚記念事業、野原の広場等) 			
	事業費	全体事業費 計画約 557.3 億円(認可約 455.3 億円) 投資事業費約 272.1 億円 内用地費 計画約 407.8 億円(認可約 327.0 億円) 内用地費約 203.5 億円 内工事費 計画約 149.5 億円(認可約 128.3 億円) 内工事費約 68.6 億円 再評価時点における事業費 約 204 億円			
	維持管理費	約 98 百万円 / 年 (約 270 円 / m ² ・年)			
	上位計画	・大阪府公園基本構想・大阪府広域緑地計画・大阪府都市基盤整備中期計画(案)			
	関連事業	・岸和田市緑道計画			
事業の進捗状況	経過	計画時の想定	再評価時点	現時点	分析
		事業採択年度 S55 事業着手年度 S55 完成予定年度 -	事業採択年度 S55 事業着手年度 S55 完成予定年度 -	事業採択年度 S55 事業着手年度 S55 完成予定年度 -	整備の都度段階的に供用開設予定(H15) 0.6ha (H16) 7.6ha
	進捗状況	用地 - % 工事 - %	計画 41% (認可 51%) [面積割合 計画 54%・認可 68%] 計画 38% (認可 45%) [面積割合 計画 30%・認可 41%]	計画 50% (認可 62%) [面積割合 計画 61%・認可 77%] 計画 46% (認可 53%) [面積割合 計画 31%・認可 42%]	
	途中段階の整備効果発現状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度末開設面積 36.5ha 開設率 計画 29% (認可 39%) ・年間来園者数約 77 万人 ・計画している「ふれあいの森」において、現況林を保全し多様な生物が生息する森づくりを目指して、府民協働で公園づくりを行っていきためのボランティア団体が平成12年度に組織され活動している。 			
事業進捗に関する課題	・特になし				

事業目的に関する諸状況	計画時の想定	再評価時点での状況	現時点での状況	分析
	「産業基盤の整備の遅れ、産業・人口の過度の集中、住宅及び公園緑地、下水道、し尿ごみ処理施設等の都市環境施設等の都市環境施設の整備立ち遅れと各種公害の発生による都市環境の悪化」に対処するため、「大阪地方計画」(S37.5)が策定された。この「大阪地方計画」における大公園整備計画のひとつとして蜻蛉池公園を位置付けている。	大阪府緑のマスタープラン(S59.3)において、 ・五大放射緑地(河川臨海部) ・一環状緑地(三山系)からなる基本緑地軸の骨格を基本にネットワーク化する大規模公園のひとつとして蜻蛉池公園を位置付けている。 障害者、高齢者をはじめ誰もが安心して出かけるまちづくりを進めて行くことを目的に「大阪府福祉のまちづくり条例」(H5.4)が施行された。	大阪府広域緑地計画(H11.3)において、 ・五大水辺空間(河川臨海部) ・周辺三山系 ・中央環状緑地群で構成されるみどりのネットワーク化の大規模公園のひとつとして蜻蛉池公園を位置付けている。 急速な高齢社会の進展、障害者の社会参加意識の高まりなど社会状況の変化に対応して条例が改正(H15.4)された。公園においては、適合させることが望ましい誘導基準から適合必要な整備基準へと必要性が強化された。	大阪における面的なみどりの充実の必要性を踏まえ、ネットワークのみどりの拠点である府営公園において、各公園の特性を活かした公園整備が必要。 「大阪府福祉のまちづくり条例」改正に基づく公園整備実施の必要性が更に増。
事業を巡る社会情勢の変化			「ふれあいの森」において、既存の樹林地を保全し、多様な生物が生息する森づくりを目指して、府民協働で公園づくりを行うためのボランティア団体が組織され間伐・下草刈りや炭焼きなどの活動が行われている。今年度から、このボランティア団体も含んでワークショップ方式により、今後の森づくりについて整備や管理手法を検討していく。 用地買収済み未開設区域にある果樹の管理を地元農協の協力を得た管理手法をとっている。	府民が公園づくりや維持管理のボランティア活動に参加できる機会を増やしていく必要がある。

	計画時の想定		再評価時点での状況	現時点での状況（変更点）		分析																			
		備考																							
事業効果の定量的分析	費用便益分析	計画時点では費用便益分析の手法が確立されておらず、算出できず。		再評価時点では費用便益分析の手法が確立されておらず、算出できず。	<ul style="list-style-type: none"> ・ B / C = 1.08 ・ 便益総額 B = 355.3億円 ・ 総費用 C = 329.9億円 	【備考】 具体的な便益内容 ・公園直接利用便益 ・公園間接利用便益 受益者 公園利用者 算出根拠 国土交通省都市地域整備局 公園緑地課監修「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」による。																			
	その他の指標（代替指標）		・指標の注釈																						
事業効果の定性的分析	安全・安心	自然環境を保全・創出することで都市の大気浄化やヒートアイランド現象の緩和など都市生活者にとって安全・安心につながる。	・受益者など 地域住民 府民	変更点特になし	変更点特になし	当初予定どおりの効果が発揮されている。 <table border="1"> <tr> <td>平成 13 年度 公園利用実態調査実施結果 利用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・遊び</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>・散歩、ウォーキング</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>・ピクニック</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>公園の印象</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・緑が多い</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>・景色がよい</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>・児童遊戯場がよい</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">という結果であった。</td> <td></td> </tr> </table>	平成 13 年度 公園利用実態調査実施結果 利用目的		・遊び	35%	・散歩、ウォーキング	32%	・ピクニック	9%	公園の印象		・緑が多い	22%	・景色がよい	16%	・児童遊戯場がよい	14%	という結果であった。		
	平成 13 年度 公園利用実態調査実施結果 利用目的																								
	・遊び	35%																							
	・散歩、ウォーキング	32%																							
・ピクニック	9%																								
公園の印象																									
・緑が多い	22%																								
・景色がよい	16%																								
・児童遊戯場がよい	14%																								
という結果であった。																									
活力	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の活力 公園を利用して周辺住民の散歩やジョギングなど個人の体力に応じた運動が可能であり病気の予防や心身を鍛えることができる。 ・地域の活力 球技広場や芝生広場などの施設整備により、運動会や様々なイベントが実施され地域住民のコミュニティ活動が活性化される。 	・受益者など 地域住民 府民	変更点特になし	「ふれあいの森」において、府民との協働による公園づくりの実践で府民や地域住民の自己実現や社会参加などの活性化が図られている。 ・ボランティア夢の森づくり隊 32 名活動中																					
快適性	池や樹林地などの自然にふれながら野鳥や昆虫、野草などと出合えたり、広大な遊戯場や芝生広場で家族や友達と遊んだり食事をするなど、「ゆったり・のんびり」と過せて、精神的にリフレッシュできる。	・受益者など 地域住民 府民	大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、障害者・高齢者をはじめ、誰もが利用できるよう公園施設の整備に配慮することにより、来園者が公園を安全かつ快適に利用できる。	変更点特になし																					
レクリエーション機能	テニスやサッカーなどの動的レクリエーションからピクニックや散策、バーベキューなどの静的レクリエーションまで総合的なレクリエーションの場となる。	・受益者など 地域住民 府民	変更点特になし	変更点特になし																					
自然環境等への影響と対策	池や樹林地・竹林などの自然とふれあえる水と緑のオープンスペースとして積極的な創出を図る。 北地区の森のゾーンでは野鳥や昆虫の森として、現況の樹林地をできるかぎり保全し、自然環境のより一層の向上を図る。		変更点特になし 変更点特になし	変更点特になし 「ふれあいの森」において、現況林を保全し多様な生物が生息する森づくりを目指して、府民協働で公園づくりを行っていくためのボランティア団体が組織され、環境学習の場となるよう様々な活動が行われている。また、今年度から、このボランティア団体も含んでワークショップ方式により、今後の森づくりの整備や管理手法を検討していく。																					
その他特記すべき事項	本公園において、平成 11 年度に国民の森林に対する愛情を培うことを目的に、第 23 回全国育樹祭が開催され「みどりの国際交流 - 22 世紀の森づくり」をテーマとして、国内外の青少年による記念植樹及び「22 世紀の森宣言」がなされた。（・大会テーマ「育てよう街がやわらぐ緑の樹」 ・開催日 平成 11 年 10 月 31 日（日） ・参加者数約 7,500 名）																								
	前回再評価時の意見具申・府の対応方針の概要	（意見具申）現在事業を進めている区域については、「事業継続」と判断する。なお、今後予定されている北側部分（「森のゾーン」）については森林の保全を主とするゾーンであることから、既買収区域で未整備の箇所の事業を優先するなど、事業の重点的な推進に留意すべきである。 （府の対応方針）事業継続：今後予定されている「森のゾーン」の整備については、森林保全を主体とすることから、周辺地域の市街化状況や都市施設の整備状況を十分に勘案することとし、当面、既買収区域の開設のための施設整備に重点化していく。			今回再評価時点の反映状況	事業認可区域内の既買収区域において、花木園（1.1ha）を平成 13 年に開設し、今年は駐車場（0.6ha）を開設予定、また大芝生広場（7.6ha）を平成 16 年の開設に向けて、重点的に施設整備を進めている。																			